

税金の滞納処分を強化しています！

— 12月は県下統一滞納整理推進月間です。 —

■ 問合せ

町民税務課 TEL 47-8014
福井県総務部税務課納税推進室 TEL 0776-20-0515



町では、皆さまに納めていただいている税金を主な財源として、福祉や教育などのサービスを提供しています。

滞納は、財源不足と税の不公平感を生みだします。

県と町は、さらに協力し、滞納処分を強化して、その解消に取り組みます。

税の滞納 Q & A

Q 税を滞納していることは分かっているけれど、他に借金があつて税金が納付できない。

A いろんな事情もあるでしょうが、「税金はすべての債務に優先する」と地方税法で定められています。つまり、借金より税金納付が優先されなければなりません。

Q 延滞金は、どれくらいの割合で計算されるのですか？

A 地方税法の規定により、平成26年度の延滞金は基本的に年9・2%の割合で計算されます。

Q 事前連絡や承諾なしに財産が差し押さえられた。こんなことが許されるの？

A

国税徴収法では、納期限を過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の「差し押さえをしなければならぬ」とされています。この場合、本人に対して事前の連絡や同意は必要ありません。

しかし、あくまでも自主納付が原則ですので、督促状や催告状で早期の納税をお願いしています。それでもなお納税されなかった場合には、税の公平性を保つために、財産の差し押さえ処分を行います。

Q

勝手に個人の口座を調べるなどの財産調査はプライバシーの侵害ではありませんか！

A 滞納すると、国税徴収法に基づき、徴税吏員にはすべての財産に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける金融機関や滞納者の勤務先、取引先は調査に協力しなければならなくなり、個人情報保護法に触れることはありません。

Q

滞納額が小額だから差し押さえられることはありませんよね？

A 滞納額に多い少ないはありません。小額であっても滞納に変わりはありませんので、財産調査を行い財産が見つければ滞納処分を行います。

滞納処分の流れ

① 納期限を過ぎる

* 納期限を過ぎると延滞金も納めることになります。
延滞金は、納期限の翌日から計算されます。

* 平成26年度の延滞金の利率は、最初の一カ月は年2・9%、それを過ぎると年9・2%になります。

* 延滞金は、1,000円を超えた時点から納めることとなります。

② 督促状の発送

* 納期限を過ぎた後、20日以内に督促状を発送し、その後10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならぬとされています。

③ 財産調査

* 照会先は法務局、勤務先、取引先、金融機関、保険会社などです。

* 法律に基づき本人への事前了承を必要とせず実施されます。

④ 差し押さえ

* 財産調査で明らかになった預貯金、不動産など様々な財産が差し押さえられます。

* 預貯金は、差し押さえられた金額分を引き出せなくなります。

* 不動産は、差し押さえを執行された旨が登記簿に記載され、町がいつでも公売（売却）ができる状態になります。

⑤ 換価（現金化）・取立・充当

* 差押財産をお金に換え、滞納分に充当します。

* 搜索によって取り立てた動産をインターネット公売などで売却し、代金を滞納分に充当します。

* 預貯金や生命保険がある場合、銀行や保険会社に対して取り立てます。